

2 自立支援医療（更生医療）

(1) 自立支援医療（更生医療）の概要について

「自立支援医療（更生医療）」とは、疾病、事故、災害等による身体的損傷に対して医療（一般医療）がなされ、すでに治癒（欠損治癒や変形治癒等の不完全治癒）した障害者を対象に、日常生活能力や社会生活能力、職業能力の回復、向上、獲得を目的として行うリハビリテーション医療のことです。身体障害者手帳の交付を受けている方が、対象となる障害について受けるリハビリテーション医療に係る医療費（更生医療）の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否の判定依頼の流れについて

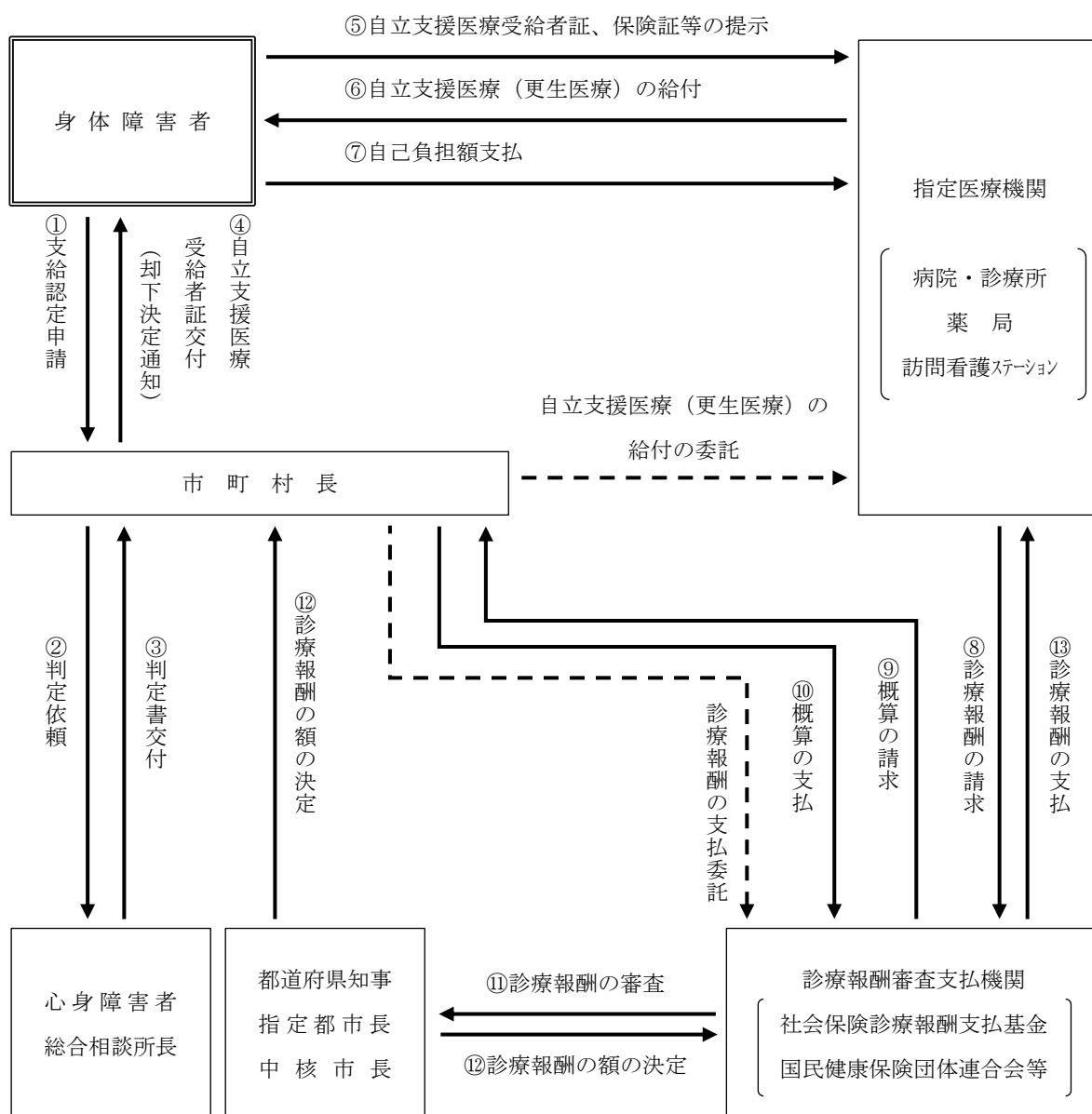
根拠法令等

- ・障害者総合支援法第 58 条第 1 項
- ・「自立支援医療費の支給認定について」別紙 3 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

自立支援医療（更生医療）の要否判定の事務の流れは、次のとおりです。（図番号参照）

- ① 市町村が自立支援医療費支給認定申請書を受理し、申請者が申請の資格を有すると認めるときは①以降の流れになります。
- ② 総合相談所に自立支援医療（更生医療）の要否について判定を依頼します。
- ③ 判定の結果を記載した判定書を作成し、市町村あてに送付します。
- ④ 市町村は判定書の結果に基づき、自立支援医療（更生医療）を必要とすると認められた方について支給認定を行い、自立支援医療受給者証を交付します。判定の結果、自立支援医療（更生医療）を必要としないと認められた方については認定しない旨、判定書を交付します。
- ⑤ 申請者は受給者証を提示して治療を受けることになります。その際、自立支援医療（更生医療）の給付を受けられるのは、障害者総合支援法第 59 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事（指定都市、中核市においては市長）が指定した指定自立支援医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）においてです。

自立支援医療（更生医療）の支給認定の概要



(3) 留意事項

ア 対象者の範囲

自立支援医療（更生医療）の対象者は、身体障害者福祉法に基づき、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果の期待できる方です。

イ 対象となる障害区分は次のとおりです。

- (ア) 視覚障害
- (イ) 聴覚・平衡機能障害
- (ウ) 音声・言語・そしゃく機能障害
- (エ) 肢体不自由
- (オ) 心臓機能障害
- (カ) じん臓機能障害
- (キ) 小腸機能障害
- (ク) 免疫機能障害
- (ケ) 肝臓機能障害

ウ 支給対象となる自立支援医療（更生医療）の内容は次のとおりです。

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (エ) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (オ) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (カ) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る）

エ 給付に要する費用について

自立支援医療費の支給に要する費用の概算額の算定は、指定自立支援医療機関において、実施する医療の費用（入院時の食事療養及び生活療養の費用を除く）については、健康保険診療報酬点数表によって行われます。また、高齢者の医療の確保に関する法律の対象者の自立支援医療（更生医療）については、高齢者の療養の給付に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例によって行われます。

オ 他法との関係

(ア) 後期高齢者医療との関係

後期高齢者医療による医療給付がなされますが、外来や入院費の一部負担金等の直接負担する部分が自立支援医療費（更生医療）の支給の対象になります。

(イ) 生活保護法との関係

他法優先の生活保護法の趣旨から、原則として更生医療が優先されます。この

場合、入院時の食事療養及び生活療養も更生医療の対象となります。ただし、更生医療の対象外の治療については、生活保護法の適用となります。

カ 支給認定の有効期間

原則3か月（90日）以内としています。3か月以上に及ぶものについての支給認定は、予算の適正化の見地から慎重な取り扱いが求められます。高額治療継続者（重度かつ継続）の対象範囲の治療は長期間に及ぶため、最初から有効期間を最長1年以内として差し支えありません。

キ 更生医療の支給開始

更生医療の支給開始日は、身体障害者手帳の交付を条件とするものであるため、身体障害者手帳の交付日以降となります。

ク 転入者の扱いについて

他府県及び道内市町村から転入した場合は、前回の要否判定書（写し）を確認の上、判定を省略することができます。

ケ 要否判定依頼提出書類

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている場合

- a 判定依頼書（交付を受けている身体障害者手帳の内容を記載）
- b 自立支援医療（更生医療）意見書
 - (a) 様式第5-1（肢体不自由・その他）
 - (b) " - 2（心臓機能障害）
 - (c) " - 3（腎臓機能障害）
 - (d) " - 4（免疫機能障害）
 - (e) " - 5（小腸機能障害）
 - (f) " - 6（肝臓機能障害）

更生医療の支給認定の始期は市町村の決定によりますが、原則として申請日以降となります。ただし、緊急的な医療が必要であったことなど、やむを得ない理由で申請が遅れた場合は、当該治療開始日から更生医療を適用することが可能と考えます。市町村において事由等を確認の上、適切に対応してください。

(イ) 身体障害者手帳交付申請と自立支援医療費支給認定申請が同時に行われた場合

- a 判定依頼書（身体障害者手帳との同時申請と記載）
- b 自立支援医療（更生医療）意見書 様式5-1～様式5-6（(ア)と同じ）
- c 身体障害者手帳交付申請時の診断書の写し

判定依頼時点で身体障害者手帳の交付を受けていない場合は、手帳の取得を先に行いますが、手帳の交付申請と判定依頼を同時に行うことが可能です。ただし、更生医療を適用できるのは手帳が交付されてからとなります。

(ウ) 判定依頼を行う前の確認

- a 指定自立支援医療機関の更生医療を主として担当する医師が作成した意見書であるか
- b 意見書に未記載の部分はないか
- c 治療材料を含む場合は見積書の写しが添付されているか
- d 訪問看護を含む場合は訪問看護ステーション等が指定自立支援医療機関であるか

(エ) 再度判定依頼が必要な場合

a 医療の期間延長

支給認定の有効期間から2週間を超えて延長する必要がある場合には、事前に期間延長の判定依頼が必要です。2週間以内であれば、市町村判断により2週間以内とし、かつ1回のみ期間延長の承認を行って差し支えありません。

b 医療内容の変更

医療内容が変更になった場合は、再度判定依頼が必要です。

なお、医療機関の変更や通院から入院への変更などの場合は、判定依頼は不要です。ただし、医療機関の変更先が指定自立支援医療機関であることの確認が必要です。

コ 障害別給付対象について（例）

(7) 肢体不自由

肢体障害があつて、手術により障害の軽減又は除去が図られ、将来確実に生活能力の回復の見込みのある場合（障害認定を受けた部位に限る。）が対象となります。

最長3か月までの医療で相当確実な治療効果を期待できるものとします。

- a 麻痺：リハビリテーション、装具療法
- b 関節（拘縮、強直、変形）：関節固定術、関節形成術、人工関節置換術、骨切り術、リハビリテーション、関節内清掃術（陳旧性のものでも機能障害の原因となっている場合）、靭帯再建術（陳旧性の不安定さに対して）、金属除去術
- c 不良切断端：義肢装着のための断端形成術
- d 皮膚：皮膚弁移植術、皮膚弁形成術
- e 筋腱：腱縫合術、腱剥離術、腱切り術、腱延長術、腱形成術
- f 神経：神経剥離術、神経切除術、神経移植術
- g 骨：骨切り術、骨移植術
- h 脊柱・脊髄：脊椎固定術、椎弓除去術、脊椎の変形に対する手術
- i 訪問（通所）リハビリテーション：脳血管障害等による肢体不自由の障害者で、指定医療機関の担当医の指示に基づき、理学療法士、作業療法士の行う訓練により機能障害の回復が見込まれる方で、手術後の短期間の訓練を原則とします。

※給付対象とならない例（急性期に行われる手術）

- ・神経縫合術
- ・骨髄炎そのものに対する手術
- ・骨折そのものに対する骨接合術
- ・椎間板ヘルニア摘出術
- ・急性化膿性関節炎に対する関節切開、関節内清掃術
- ・新鮮外傷による半月板損傷・靭帯断裂等に対する手術

(イ) じん臓機能障害

じん臓機能障害があつて、保存的治療では尿毒症状が改善できず、人工透析療法又は腎移植術により、症状が軽減または除去され、日常生活能力の回復の見込みのある場合が対象となります。高額治療継続者(重度かつ継続)の対象で、治療が長期に及ぶため、最長1年まで継続可能とします。

- a 内シャント術
- b 血液透析
- c 腹膜透析（腹膜灌流）
- d 腎移植術後の不適合による移植腎摘出
- e 腎移植術後の抗免疫療法

腎移植術と抗免疫療法の同時の申請は可能です。

訪問看護の適用となるものは、血液透析、腹膜透析、これらの医療処置及び管理となります。日常生活の質の維持・向上のための療養上の世話（栄養指導や服薬指導、管理等）は適用にならないため、事前に確認が必要です。

(ウ) 視覚障害

視力、視野の障害があつて、手術により障害の軽減又は除去が図られ、将来確実に生活能力の回復の見込みのある場合で、最長3か月までの医療で相当確実な治療効果を期待できるものが対象となります。

- a 角膜白斑（角膜混濁）：角膜移植術
- b 網膜剥離：網膜復位術、網膜光凝固術
- c 加齢黄斑変性症：硝子体手術
- d 眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術
- e 進行した開放隅角緑内障に対する手術

(エ) 聴覚、平衡機能の障害

聴覚、平衡機能の障害があつて、手術により障害の軽減又は除去が図られ、将来確実に生活能力の回復の見込みのある場合で、最長3か月までの医療で相当確実な治療効果を期待できるものが対象となります。

- a 伝音性難聴
 - (a) 外耳奇形：外耳道形成術等
 - (b) 内耳奇形・慢性中耳炎：鼓室形成術、鼓膜形成術、乳突削開術等
 - (c) 耳硬化症：あぶみ骨手術等
- b 感音性難聴
 - 人工内耳等

(ウ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害があつて、手術により障害の軽減又は除去が図られ、将来確実に生活能力の回復の見込みのある場合で、最長3か月までの医療で相当確実な治療効果を期待できるものが対象となります。

長期に及ぶ歯科矯正等に関しては最長1年まで継続可能とします。

- a 音声機能、言語機能障害
 - (a) 唇裂・口蓋裂等による音声、言語機能障害：口唇形成術、口蓋形成術
 - (b) 外傷性又は手術後に生じた構音障害：形成術
 - (c) 咽頭・喉頭摘出：人工咽頭・喉頭や食道発声訓練等
- b そしゃく機能障害
 - (a) 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合異常：歯科矯正治療等
 - (b) 嚥下障害：咽頭気管分離、輪状咽頭筋切断術、咽頭挙上術

(カ) 心臓機能障害

心臓機能障害があつて、手術又は心臓移植術により、心臓機能障害の軽減又は除去が図られ、将来確実に生活能力の回復の見込みのある場合で、最長3か月までの医療で相当確実な治療効果を期待できるものが対象となります。

心臓移植術後の抗免疫療法は高額治療継続者(重度かつ継続)の対象治療で、治療が長期に及ぶため、最長1年まで継続可能とします。

- a 拡張型心筋症、拡張相肥大型心筋症、虚血性心筋疾患その他：心臓移植術、両心室同期型ペースメーカー(CRT)
- b 心臓弁膜症：弁形成術、弁置換術、弁移植術、直視下交連切開術
- c 心房中隔欠損症、三尖弁閉鎖不全症：心内修復術
- d 先天性心疾患：開心根治手術、欠損孔閉鎖術
- e 心筋梗塞、狭心症：大動脈、冠動脈バイパス術、経皮的冠動脈形成術及びステント留置術
- f 洞不全症候群、高度房室ブロック、完全房室ブロック：ペースメーカー植込み術、ペースメーカージェネレーター交換術
- g 心室頻拍、心室細動：体内植込み型除細動器(ICD)植込み術、両心室同期型ペースメーカー兼除細動器(CRT-D)植込み術及びそれらの交換術
- h 術後の感染症に対する薬物療法
- i 心臓移植術

j 心臓移植後の抗免疫療法：心臓移植後に必要と判断された場合に申請します。心臓移植術の同時の申請は行えません。

※給付対象とならない例

- ・ 内科的治療（術後長期にわたるジギタリス剤の投与等）
- ・ 入院中のものが原則であり、特別な医療上の問題がない場合は、通院可能な状態となった時点で、手術に伴う医療は終了したと判断されます。

(キ) 小腸機能障害

小腸の大量切除又は小腸の疾病による機能障害が、中心静脈栄養法により栄養維持の困難な状態が軽減又は除去され、日常生活能力の回復が見込まれる場合が対象となります。

中心静脈栄養法は高額治療継続者(重度かつ継続)の対象で、治療が長期に及ぶため、最長1年まで継続可能とします。

- a 中心静脈栄養法及びそれに伴う医療
- b 中心静脈カテーテル留置に関連した合併症に対する医療
- c 訪問看護は、在宅中心静脈栄養法の実施が適用となります。

(ク) 免疫機能障害

ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害があつて、抗 HIV 剤の投与により症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復が見込まれる場合が対象となります。

抗 HIV 療法は高額治療継続者(重度かつ継続)の対象治療で、治療が長期に及ぶため、最長1年まで継続可能とします。

- a 抗HIV療法
- b 免疫調節療法
- c その他 HIV 感染に対する治療

(ケ) 肝臓機能障害

肝臓機能障害を有する身体障害があつて、肝臓移植術後の抗免疫療法により障害の軽減又は除去が図られ、日常生活能力の回復が見込まれる場合が対象となります。

肝臓移植術後の抗免疫療法は高額治療継続者(重度かつ継続)の対象治療で、治療が長期に及ぶため、最長1年まで継続可能とします。

- a 肝臓移植術（脳死肝移植、生体肝移植）
- b 肝臓移植後の抗免疫療法：肝臓移植後に必要と判断された場合に申請します。肝臓移植術との同時の申請は行えません。

自立支援医療（更生医療） Q & A

Q 1 他都府県から転入し、血液透析の判定を受けている場合、再判定は必要ですか。

A 1 前居住地で発行された判定書の内容を確認し、給付決定が可能であれば再判定は不要とします。判定書の写しをもって給付決定が可能です。

Q 2 訪問看護はどのような場合に対象となりますか。

A 2 対象となるのは次のとおりです。

- ・じん臓機能障害：血液透析、腹膜透析（腹膜灌流）
- ・小腸機能障害：在宅中心静脈栄養法

訪問看護の具体的内容は、シャント（内シャント）、中心静脈カテーテル等の管理やこれに伴う感染管理、実施前後のバイタルサイン及び全身状態の観察など、医療行為に直接関連するものに限られます。

原疾患（糖尿病、高血圧、慢性腎炎等）や慢性的な合併症（腰痛、骨粗鬆症等）の治療に必要な服薬指導、栄養指導及び処置（リハビリや褥瘡処置等）、日常生活援助（清拭、入浴介助等）は更生医療の対象外としています。

Q 3 血液透析中にシャント閉塞のため拡張術を受けた場合、判定依頼は必要ですか。

A 3 不要です。シャントの再建や拡張術は血液透析に付随する処置とみなし、判定依頼の対象外とします。

Q 4 腎移植術と腎移植術後の抗免疫療法を同時に申請することはできますか。

A 4 可能です。ただし、心臓及び肝臓移植の場合は、抗免疫療法は術後に必要と判断された時点で別途申請を行う必要があります。

Q 5 血液透析から腹膜透析（腹膜灌流）へ変更する場合、新たな判定依頼が必要ですか。

A 5 必要です。医療内容の変更に該当するため、意見書を添付の上、新たに判定依頼を行ってください。

Q 6 左膝の人工関節置換術で申請していたが、両膝に変更となった場合、再度判定が必要ですか。

A 6 必要です。変更後の内容（両膝分）を記載した自立支援医療（更生医療）意見書を作成し、再度判定依頼を行います。

Q 7 判定依頼の手続きが遅れた場合、給付開始日はどうなりますか。

A 7 給付開始日は原則として申請日以降とします。ただし、身体障害者手帳を所持し、やむを得ない理由により申請が遅れた場合は、市町村において事由を確認のうえ、治療開始日から更生医療を適用することが可能と考えます。

Q 8 支給認定の有効期間はどのくらいですか。

A 8 原則として3か月以内とします。ただし、重度かつ継続の治療に該当する場合は、最長1年以内の範囲を限度とします。

Q 9 指定自立支援医療機関の変更を行う場合、再度の判定依頼は必要ですか。

A 9 不要です。ただし、変更先の医療機関が指定自立支援医療機関であることを必ず確認してください。

Q 10 身体障害者手帳交付前に治療を開始してしまいました。更生医療の適用は可能ですか。

A 10 更生医療の給付対象は、身体障害者手帳を所持する身体障害者とされていることから、身体障害者手帳交付前の更生医療は認められていません。更生医療の適用は手帳交付日以降となります。

Q 11 人工関節置換術後のリハビリ期間延長を求められました。どのように対応しますか。

A 11 原則として3か月ごとに判定を行います。延長は最長9か月まで認められますが、それ以降は一般医療扱いとなります。

Q 12 心臓・肝臓移植後の抗免疫療法について、同時申請が不可なのはなぜですか。

A 12 心臓・肝臓移植後の抗免疫療法は、術後の経過を踏まえて必要性を判断する医療であり、同時に判定した場合、過剰認定となるおそれがあります。そのため、移植術と抗免疫療法は別時期の申請とします。

Q 13 口唇口蓋裂による治療のため、歯列矯正を育成医療で受けていたが、18歳を過ぎても有効ですか。

A 13 18歳未満の段階で認定された期間内においては18歳を過ぎても有効ですが、それ以降も更生医療に切り替えて自立支援医療の給付を受けたい場合は「そしゃく機能障害」の身体障害者手帳の所持が条件となります。